

(小学校・中学校・高等学校用)

特別支援教育コーディネーターガイド

平成 30 年 10 月

福岡県教育委員会

特別支援教育コーディネーターガイドの趣旨

1 本ガイドを作成した背景や目的について

現在、全ての学校において特別支援教育コーディネーターは指名されていますが、学校によって担う役割が異なっていたり、業務が不明瞭なまま多岐に及んでいたりする現状があります。

また、特別支援教育コーディネーターには、主幹教諭をはじめ、指導教諭や教諭、養護教諭、講師など様々な職の教員が指名されており、それぞれの特別支援教育に携わった経験の有無や程度も同一ではありません。

そこで、本ガイドにおいて特別支援教育コーディネーターとしての役割を示すことによって、各学校における業務遂行の指針を示すこととしました。

2 本ガイドが対象とする学校種や教職員について

障がいのある児童生徒の自立と社会参加を促すためには、一貫した継続性のある教育支援が重要となります。平成23年12月に作成した特別支援教育コーディネーターガイドは高等学校を対象としたものでしたが、本県における特別支援教育の一層の推進を図るため、今回、小・中・高等学校向けに作成し直しました。

また、特別支援教育は一部の教員だけで行うものではありません。本ガイドは特別支援教育コーディネーターをはじめ、管理職を含む他の教員が特別支援教育コーディネーターの役割を正しく理解し、校内支援体制をより強固に構築するため、全ての教員向けに作成しました。

3 本ガイドを有効に活用するために

本県では「特別支援教育推進ガイド」（平成30年3月）をはじめ、特別支援教育に係る多くの資料等を作成してきました。これらの資料等とできる限り内容の重複を避けて、本ガイドは作成されています。

そこで、各学校に配布されている既存の資料やホームページに掲載されている資料等を随時参照しながら、本ガイドの記載内容について理解を深めていってください。

- ・福岡県のHP：トップページ>子育て・教育>教育>特別支援教育
(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/5/41/186/>)
- ・県教育センターのHP：ホーム>研究成果物（分野別一覧）>特別支援教育
(http://www.educ.pref.fukuoka.jp/intro/pub/detail.aspx?c_id=322&id=17661)

目 次

第1 特別支援教育コーディネーターの役割

1 学校内の関係者や関係機関との連絡調整	3
(1) 学校内の関係者との連絡調整	3
(2) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成支援	4
(3) 校内委員会、ケース会議の開催	6
(4) 外部の関係機関との連絡調整	7
(5) 保護者に対する相談窓口	8
2 各学級担任への支援	9
(1) 各学級担任からの相談状況の整理	9
(2) 学校内での教育支援体制の検討	9
特別支援教育充実のための校内体制点検表	10
(3) 進級時等の相談・協力	11
授業基盤・授業運営におけるユニバーサルデザインの視点	12
3 巡回相談員や専門家チームとの連携	13
4 学校内の児童生徒の実態把握や情報収集の推進	14

コラム① 特別支援教育コーディネーターの指名に当たって	5
コラム② 保護者と連携する際の留意事項について	8
コラム③ コンサルテーションによる相談支援について	9
コラム④ サブ・コーディネーターの配置について	9
コラム⑤ サポートヒントシート活用研修について	15

第2 特別支援教育コーディネーターのための参考資料

1 特別支援教育の推進について	17
2 学校教育法施行令の一部改正について	19
障がいのある児童生徒の就学先決定に係る留意事項	20
3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領	21
4 小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領	22
交流及び共同学習について	23
5 高等学校学習指導要領	24
福岡県立高等学校等における通級による指導の手続について	25
6 県立高等学校等における通級による指導に係る単位の修得の認定について	26
7 中学校から高等学校等への適切な引継ぎについて	29
8 「福岡県特別支援教育推進プラン」「特別支援教育推進ガイド」	30

第1 特別支援教育コーディネーターの役割

「特別支援教育の推進について（平成19年4月1日 文部科学省初等中等教育局長通知）」では、「各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を『特別支援教育コーディネーター』に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。」と示されています。

また、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（平成29年3月 文部科学省）」においては、各学校で指名される特別支援教育コーディネーターの主な役割を、次のように示しています。

特別支援教育コーディネーターの主な役割

	項 目	内 容
1	学校内の関係者や関係機関との連絡調整	特別支援教育コーディネーターは、学校内の関係者や教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを推進します。
2	各学級担任への支援	特別支援教育コーディネーターは、各学級担任からの相談に応じ、助言又は援助等の支援を行います。
3	巡回相談員や専門家チームとの連携	特別支援教育コーディネーターは、巡回相談員及び専門家チームとの連携を図ります。連携に基づいて、個別の教育支援計画等や支援内容の改善につなげていきます。
4	学校内の児童生徒の実態把握や情報収集の推進	特別支援教育コーディネーターは、児童生徒の実態を適切に把握するための体制整備や、校内研修の実施を推進します。

表中の1から4の各項目の詳細については、次のとおりです。

1 学校内の関係者や関係機関との連絡調整

(1) 学校内の関係者との連絡調整

特別支援教育コーディネーターは、学校内における特別支援教育の推進役として、校内委員会の企画・運営を担い、協議を円滑にできるようにしていきます。

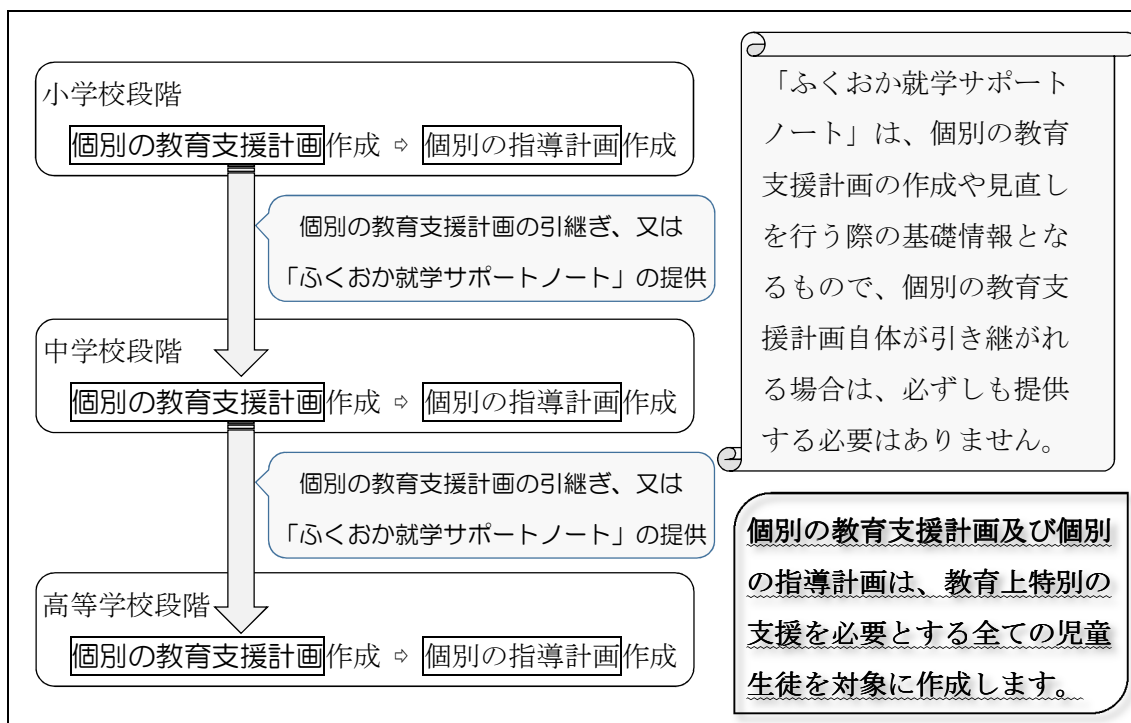
また、日頃から校内で教育上特別の支援を必要とする児童生徒の情報を収集し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフと共有し、「チーム学校」としての効果的な支援が行われるよう連絡調整を行います。

(2) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成支援

特別支援教育コーディネーターは、学級担任が作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画の内容検討に積極的に参画するとともに、学校内の関係者間での共通理解を図ったり、必要な支援を行うよう協力を求めたりしていきます。

また、あらかじめ、学校内における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の様式を作成・改善したり、作成の工程を示したりしておくことが重要です。

個別の教育支援計画等と「ふくおか就学サポートノート」について

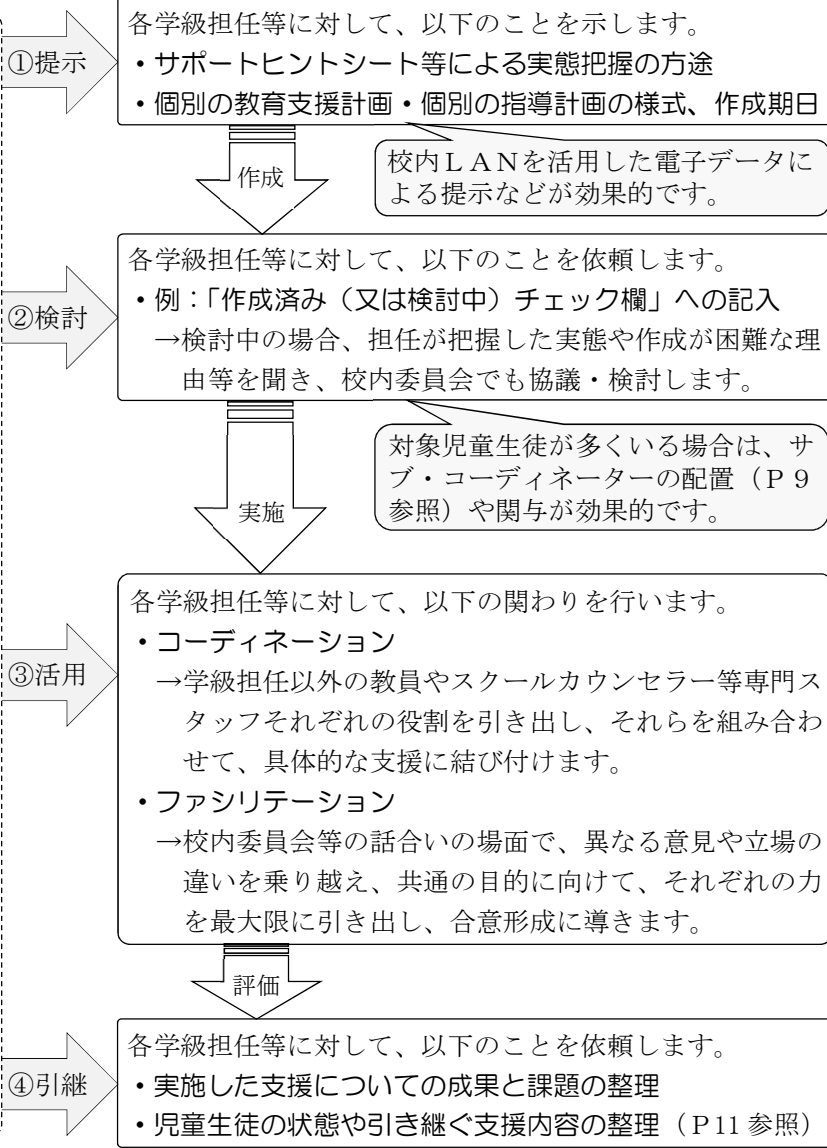


個別の教育支援計画等における特別支援教育コーディネーターの関与

①提示	学校共通様式や作成工程を提示します。県HPには、参考となる様式例を示しています。 (http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kobetu-yousiki.html)
②検討	作成に当たっては、学級担任任せにするのではなく、作成状況を適宜確認するとともに、記載内容について共に検討していきます。
③活用	学級担任以外の教員等との共通理解を図ったり、校内の専門スタッフの協力を求めたりして、計画に基づく効果的な支援が行われるようにします。
④引継	進級時や進学時に、個別の教育支援計画等を用いた引継ぎ、又はその連絡調整を行います。 (<u>進学時における情報の引継ぎに係る保護者の同意は必須です。</u>)
※注意 事項	<u>作成(合理的配慮の検討を含む。)に当たって、保護者の了承が得られない場合は、学校独自の代替資料を作成・活用の上、必要な支援を行うようにします。</u>

個別の教育支援計画等における特別支援教育コーディネーターの関与の例

時期	内 容
年度初	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; padding-right: 10px;"> 特別支援教育コーディネーター </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 校内委員会 必要に応じて </div> </div>
1 学期	
夏休み	
2 学期	
冬休み	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; padding-right: 10px;"> 特別支援教育コーディネーター </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 校内委員会 必要に応じて </div> </div>
3 学期	
年度末	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; padding-right: 10px;"> 特別支援教育コーディネーター </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 校内委員会 必要に応じて </div> </div>



～ コラム① 特別支援教育コーディネーターの指名に当たって ～

各学校の実情又は円滑な業務遂行等のために、主幹教諭や指導教諭、教務主任、生徒指導主事を指名したり、特別支援学級担任や通級担当教員を指名したりする場合があります。

いずれにせよ、特別支援教育について学ぶ意欲があり、関係機関との連携・協力を配慮できるとともに、学校の教職員全員の力を結集できる力量（コーディネーション力及びファシリテーション力）を有する人材を指名することが望ましいと考えます。

(3) 校内委員会、ケース会議の開催

特別支援教育コーディネーターは、校内委員会の開催に当たり、専門スタッフや関係機関の職員等にも参画を求め、必要な助言や評価を受けることができるよう連絡調整を行います。

また、児童生徒の実態等に応じた支援内容を決定するに当たっては、別途、学級担任等関係者による会議（ケース会議）が必要となる場合があります。特別支援教育コーディネーターは、通級担当教員（他校の教員を含む。）や保護者等にも参画を求め、幅広く情報収集ができるよう連絡調整を行います。

なお、ケース会議の結果については、守秘義務を遵守した上で、学校の教職員全員が共通理解を図るようにすることが重要です。

校内委員会とケース会議について

	校内委員会	ケース会議
目的	全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の実態把握や支援内容の検討等を行う。	教育上特別の支援を必要とする特定児童生徒に対する具体的な支援内容の検討を行う。
構成	教育支援体制を整備するために必要であると校長が判断する者（管理職、特別支援教育コーディネーター、主幹教諭、指導教諭、学年主任、養護教諭、特別支援学級担任、通級担当教員等）で構成する。	特定児童生徒に関係する少人数の者で構成されるチームを柔軟に編成する。

校内委員会 1年間の活動例

1 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育推進体制、推進組織等の確認 ・ 引継ぎ資料の集約、整理
↓ 前期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育上特別の支援を必要とする児童生徒の早期発見、早期支援の促進 ・ サポートヒントシート等の活用による実態把握の促進（P14 参照） ・ P T A 総会等における保護者向け理解啓発の取組促進
2 学期 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の教育支援計画等の作成状況の確認、活用の促進 ・ 困難の状態や支援内容、支援方法の確認、検討、修正
↓ 後期	<ul style="list-style-type: none"> ↳ 必要に応じて適宜「ケース会議」を実施 ・ 巡回相談等専門家チームによる支援の要請に係る検討（P13 参照）
3 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難の状態の変化や支援内容等の評価、引継ぎの準備（P11 参照） ・ 新入生説明会における理解啓発の取組、方向性の確認 ・ 特別支援教育に係る次年度校内研修計画の企画・立案

(4) 外部の関係機関との連絡調整

特別支援教育コーディネーターは、巡回相談員やスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門スタッフとの連絡調整が必要になった場合の窓口となります。

特別支援学校やその他の教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡調整については、特別支援教育コーディネーターだけでなく、それぞれの分野に係る教員（学年主任や生徒指導主事、進路指導主事等）が主に担うこととなります。そこで、地域の教育、医療、保健、福祉、労働機関やそれらが提供している支援内容等についての情報を収集・整理し、必要に応じて教員や保護者へ情報提供を行います。

県HPには、発達障がいへの対応を行っている医療機関の一覧を掲載しています。

- ・ [トップページ](#) > [健康・福祉](#) > [障がい福祉](#) > [障がい福祉](#) > [発達障がいへの対応を行っている医療機関リストを公表しています](#)

(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hattatsuiryoukikan.html>)

発達障がいへの対応を行っている医療機関リストについて

ご利用にあたっての注意事項

掲載内容は平成26年3月から8月に行った調査に基づいています。対応の状況が調査時期の情報と異なる場合もあります。詳細については、各医療機関にお問い合わせください。

発達障がいへの対応を行っている医療機関リスト

こちらからダウンロードしてください。

- [全県リスト \[PDFファイル/256KB\]](#)
- [北九州地区リスト \[PDFファイル/157KB\]](#)
- [福岡地区リスト \[PDFファイル/197KB\]](#)
- [筑後地区リスト \[PDFファイル/163KB\]](#)
- [筑豊地区 \[PDFファイル/109KB\]](#)

県内の発達障がい者支援センター

名称等	対象圏域
福岡地域発達障がい者（児）支援センターLife 春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ1階東棟	粕屋、宗像、福岡・糸島（福岡市除く）、筑紫、甘木・朝倉
北九州地域発達障がい者支援センター 北九州市小倉南区春ヶ丘10-2	北九州（北九州市除く）、京築
筑豊地域発達障がい者支援センター 田川市大字夏吉4205-7	飯塚、直方・鞍手、田川
筑後地域発達障がい者支援センター 八女郡広川町大字一篠1361-2	久留米、八女・筑後、有明
福岡市発達障がい者支援センターゆうゆうセンター 福岡市中央区知行浜2丁目1-6	福岡市
北九州市発達障害者支援センターつばさ 北九州市小倉南区春ヶ丘10-2（市立総合療育センター内）	北九州市

(5) 保護者に対する相談窓口

各学校において、保護者と連絡を取り合う教員は、主に児童生徒が在籍する学級の担任になりますが、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の保護者からの相談を、特別支援教育コーディネーターが受けることも考えられます。

その際は、児童生徒が在籍している学級の担任と連携を図りつつ、対応することが重要となります。

特に、教育上特別の支援を必要とする児童生徒は、環境によって状態等が異なる場合も多く、学校と家庭では様子が違っていることもあるため、児童生徒が在籍している学級の担任と保護者では、考え方が異なる場合もあります。そのような時には、対象の児童生徒に関わる教員や支援に携わる専門スタッフが集まり、保護者とともに解決策を考えていくような話し合いの場を設けることも有効となります。このように、様々な場合を想定しながら、保護者の相談に対応していくことが特別支援教育コーディネーターの役割の一つになります。

また、特別支援教育コーディネーターは、各学級担任とともに、児童生徒本人や保護者等から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を受けるなど、合理的配慮の提供に当たっての相談窓口としての役割も果たします。

～ コラム② 保護者と連携する際の留意事項について ～

- 本人・保護者からの相談がなく、障がい起因すると考えられる児童生徒の学習面や行動面等の問題に気付いたときは、障がいについての十分な認識を持つことができるような情報提供や教育相談を行うことが必要です。
- その際、本人・保護者の心情に配慮した言動が必要であり、できないことや問題行動で困っていることのみを述べるのではなく、「卒業後の進学・就労に向けて、学習上又は生活上で本人が困っていること（将来、困るであろうと考えられること。）を、学校の指導の工夫で改善したい。」という姿勢で連携を図ることが大切です。
- また同時に、本人が自己認知を深めるような指導・支援も効果的です。
- 本人や保護者にどのように伝えたらよいか難しい場合については、巡回相談等を活用して、医療や心理等の専門家からの助言を受けるようにすることも考えられます。
- 保護者から相談があった場合は、本人の実態を基にした学校としての取組の見通しを示し、協力を求めるようにしましょう。

2 各学級担任への支援

(1) 各学級担任からの相談状況の整理

特別支援教育コーディネーターは、教育上特別の支援を必要とする児童生徒について、各学級担任から相談を受け、児童生徒の情報を偏りなく多角的に聞き取り、担任と一緒に、児童生徒を取り巻く状況の整理を行います。

その過程において、担任自身が当該児童生徒や学級等に係る課題を解決していくに当たっての糸口を見つけることにもつながります。

～ コラム③ コンサルテーションによる相談支援について ～

各学級担任から相談を受けた際、問題を抱えているのは相談者自身であり、最終的に何が問題解決につながるかを知っているのも相談者自身であると考えられます。

そこで、特別支援教育コーディネーターは、相談者との対話や質問を通じた課題への気づきや自らの実践の振り返り、児童生徒の実態等を踏まえた対応の分析・検討を促しながら、実行可能な指導内容・方法等を相談者から引き出すことが重要となります。

相談者が自分で問題を理解し、解決方法を考えていくようにならないと本質的な問題解決には至りません。相談者の主体性を促し、問題解決力を高めることを目的とした相談支援を行うとともに、徐々にこのような支援をフェードアウトしていく視点も大切です。

(2) 学校内での教育支援体制の検討

特別支援教育コーディネーターは、必要に応じて各学級担任とともに児童生徒の実態把握を行い、担任ができる支援を見極めた上で、適宜助言をしていきます。

その際は、各学級担任が児童生徒への理解を深めることができるように、その時点で推察される児童生徒の障がいによる困難さの状況や特性、行動の背景、今後の対応への見通し等を説明することが大切です。また、必要に応じて校内委員会においても、これらの事項を提示し、学校全体で共有できるようにします。

児童生徒が直接、特別支援教育コーディネーターに相談に来た場合は、丁寧に事情を聞き取り、相談内容を把握した上で、児童生徒を取り巻く状況を整理していきます。この場合は、特に、学級担任との連携を図っていくことが重要となります。

～ コラム④ サブ・コーディネーターの配置について ～

教科担任制がとられている中学校や高等学校の場合、学年組織等の機能により、複数の教員で生徒の困難さに気づき、実態を把握することができるという強みがあります。

そこで、特別支援教育コーディネーターを複数指名し、各学年等にサブ・コーディネーターを位置付けることで、支援の機動性や具体性、組織としての継続性等の面から、校内支援体制の充実がより一層図られることとなります。

特別支援教育充実のための校内体制点検表

	項目	3段階	2段階	1段階
1	校内委員会の設置	管理職も含めた校内委員会が定期的開催され、事例検討(ケース会議)が行われている。	管理職も含めた校内委員会が設置されており、確実に開催されている。	管理職も含めた校内委員会が設置されている。
2	特別支援教育コーディネーターの指名	校務分掌への位置付けや職務内容等が、全職員や保護者に明らかになっている。	校務分掌への位置付けや職務内容等が、全職員に明らかになっている。	指名され、校務分掌に明確な位置付けがある。
3	相談窓口の設置	特別支援教育コーディネーターや校内委員会が適切に相談に応じている。	校内の相談体制について職員間で共通理解がなされている。	相談窓口を設置している。
4	実態把握と個別の教育支援計画等の作成	指導の方針(合理的配慮や関係機関等)が示された個別の教育支援計画等が作成されている。	実態把握に基づき、合理的配慮について保護者との合意形成を図っている。	全校児童生徒等を対象とした実態把握を行っている。
5	個別の指導計画の作成・活用	教職員の共通理解に基づいた個別の指導計画等を作成し、指導に活用している。	障がいのある児童生徒等の個別の指導計画等を作成している。	障がいのある児童生徒等の指導上の配慮事項等に関する情報交換を行っている。
6	個別の教育支援計画・個別の指導計画の評価	行った配慮等について、個別の教育支援計画等に基づき校内委員会等で評価・改善している。	行った配慮等について、個別の教育支援計画等に基づき評価・改善している。	障がいのある児童生徒等に対して行った配慮等について評価・改善している。
7	異校種間の連携(小中、中高、高大)	連絡会等が開催されており、個別の教育支援計画等に基づいた情報交換が行われている。	連絡会等が開催されており、障がいのある児童生徒等についての情報交換を行っている。	障がいのある児童生徒等について、個別に情報交換を行っている。
8	専門機関との連携	就職支援や相談支援等に関する専門機関との間で、個別の教育支援計画等に基づいた連携を図っている。	就職支援や相談支援等に関する専門機関(例えば、発達障がい者支援センター)との連携を図っている。	巡回相談や特別支援学校、スクールカウンセラー等の特別支援教育に関する専門家の活用を行っている。
9	校内研修の実施	特別支援教育に関する授業に基づいた校内研修や巡回相談が実施されている。	特別支援教育に関する事例を通じた校内研修や巡回相談が実施されている。	特別支援教育の理解を深める講話等の校内研修が実施されている。
10	職員への理解啓発	特別支援教育に係る重要な内容については、全職員に資料配布等を行い、情報の共有を図っている。	研修会で得た情報を全職員に情報提供している。	研修会で得た情報を関係職員で共有している。
11	保護者への理解啓発	学校説明や保護者研修会等の際に、全ての保護者を対象とした特別支援教育に関する理解啓発を行っている。	特別支援教育の推進について、学校便り等で知らせている。	対象児童生徒等の保護者に対して、個別連絡をとっている。

(3) 進級時等の相談・協力

児童生徒が進級する際には、学級担任が替わることがあります。

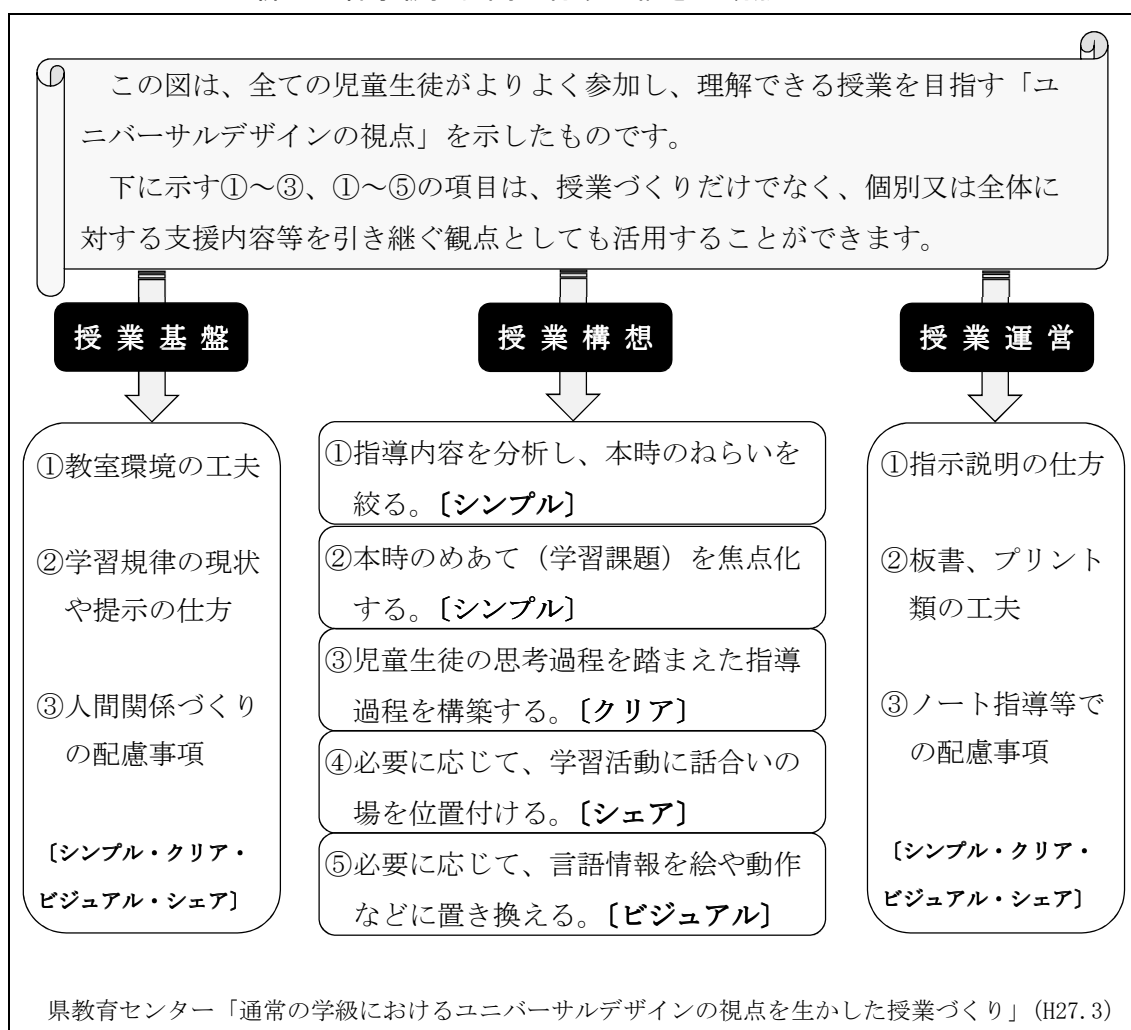
児童生徒の多くが同じ学校内で進級するため、これまで行われてきた支援内容等に関する引継ぎ事項がある場合は、個別の教育支援計画等を活用しながら、次の学級担任に、確実に引き継ぐことが重要です。

その際に、新旧の各学級担任間で、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対する指導方針が異なることのないよう、校長の指示の下、連絡調整を行うことも、特別支援教育コーディネーターの役割になります。

なお、進級先における支援内容等については、できるだけ早期に、学級担任から保護者に伝えるよう促すことも大切です。

また、進学や転学等の学校が異なる場合についても、進学先や転学先の特別支援教育コーディネーターと連携しながら、個別の教育支援計画等を活用して、適切に支援内容等を引き継ぐ必要があります。

新旧の各学級担任間で行う引継ぎの観点について



授業基盤・授業運営におけるユニバーサルデザインの視点

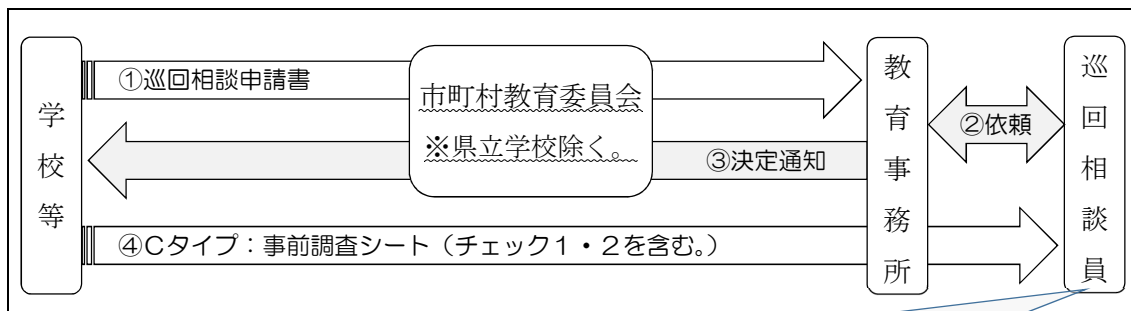
項 目		低← 評 価 →高
授 業 基 盤	①掲示物は、シンプルにしている。特に、教室前面や前面黒板には、余分な掲示をしていない。	1 - 2 - 3 - 4
	②教室の棚など、学習用具の整理整頓に努めている。また、所定の場所が決められている。	1 - 2 - 3 - 4
	③黒板は、常にきれいである（黒板が白く汚れて、文字のコントラストが弱まることはない）。	1 - 2 - 3 - 4
	④身の回りの物音や声など、雑音が少なくなるように配慮している。	1 - 2 - 3 - 4
	⑤「学習のきまり」（発表の仕方、学び方など）を掲示し、活用している。	1 - 2 - 3 - 4
	⑥児童生徒の実態（見え方や聞こえ方、注意集中など）に応じて、座席の位置を配慮している。	1 - 2 - 3 - 4
	⑦自己選択・自己決定の機会の設定など、児童生徒自身の行動に責任をもたせる工夫をしている。	1 - 2 - 3 - 4
	⑧全ての児童生徒が認められる場を意図的に設定している。また、具体例をあげながら、ほめるようにしている。	1 - 2 - 3 - 4
	⑨児童生徒がエネルギーを発散させる場を作っている。あるいは、行動を生産的な活動につなげるようにしている。	1 - 2 - 3 - 4
	⑩児童生徒が共同の目標に向かって役割を分担し、互いに協力して実践する活動（係活動など）に取り組んでいる。	1 - 2 - 3 - 4
授 業 運 営	⑪「学習の進め方」やスケジュールを示すなど、1時間の授業の見通しをもたせる工夫をしている。	1 - 2 - 3 - 4
	⑫タイマーなどによる終わりの見通し、一度に行う問題数の配慮などを心がけている。	1 - 2 - 3 - 4
	⑬指示や説明などのとき、一つの事柄を一つの文で話す。また、キーワード化や注目させる工夫を行っている。	1 - 2 - 3 - 4
	⑭指示や説明などのとき、視覚的な方法（写真や絵図の利用など）も併せて用いている。	1 - 2 - 3 - 4
	⑮板書は、ノートに対応した書式や文字の色（白と黄色主体）、文字の大きさ、文字の量に気を配っている。	1 - 2 - 3 - 4
	⑯拡大文字や行の間隔など、児童生徒の実態に応じた学習プリントの工夫を行っている。	1 - 2 - 3 - 4
	⑰具体物を用いた操作活動や作業などを取り入れた授業を行うように心がけている。	1 - 2 - 3 - 4
	⑱活動の進捗状況を確認できる「自己チェック表」などを活用している。	1 - 2 - 3 - 4
	⑲話合いのポイントや手順を示し、友達との学びを共有しやすくしている。	1 - 2 - 3 - 4
	⑳発言できない児童生徒の考えを把握し、発表できる場を設けている。	1 - 2 - 3 - 4

3 巡回相談員や専門家チームとの連携

各学級担任や保護者等からの相談の状況を踏まえた上で、巡回相談員への依頼が必要となる場合は、校内委員会等でその活用について提案します。

なお、巡回相談員等の外部専門家に必要な情報を提供する際は、個人情報の取扱いも含め、保護者に対する十分な説明を行い、理解を得ておくことが大切です。

巡回相談実施の手順（申請）



【巡回相談チームの構成員】

有識者（大学教授等）、医師（小児神経科、精神科等）、臨床心理士、就労支援員、指導主事、その他発達障がい等に関する専門的知識・経験を有する者

巡回相談のタイプ

Aタイプ 【講話】	学校等内における特別支援教育に関する理解・啓発 (例1) 職員の共通理解を図るための研修における講話
Bタイプ 【支援体制】	学校等内における推進体制整備に関する助言 (例2) 校内委員会やコーディネーターを対象とした助言
Cタイプ 【個別相談】	学校等における個別事例に対応した相談 (例3) 行動観察（授業、休み時間等）や心理検査の実施、結果説明 (例4) 学級担任や保護者を交えた相談 (例5) ケース会議（事例検討会）における助言 (例6) 個別の指導計画等の作成に関する支援
Dタイプ 【連携支援】	学校等間連携における支援 (例7) 保幼小連絡会や中高連絡会における助言 (例8) 校区合同研修会・合同授業研究会等における講話や助言 (例9) 放課後児童クラブ（学童保育）との連携に関する助言
混合タイプ	各タイプの混合型 (例10) 公開授業（行動観察）＋職員研修会

※Cタイプ実施の場合、個別の教育支援計画・個別の指導計画を確実に作成すること。

4 学校内の児童生徒の実態把握や情報収集の推進

各学校では、必ずしも、教育上特別の支援を必要とする児童生徒をあらかじめ把握しているわけではないため、入学等の後、早期に支援が行える校内体制を構築することが大切です。

そのため、特別支援教育コーディネーターは、学級担任をはじめとする教職員が、学習面又は行動面で気になる児童生徒に気付いた場合や、児童生徒への指導について悩んでいる場合に、特別支援教育コーディネーターや校内委員会が適切に把握できるような体制を整えていく必要があります。

また、特別支援教育コーディネーターは、全ての教職員を対象とした早期支援のための校内研修を計画したり、学習面又は行動面で気になる児童生徒の実態等を把握するため「サポートヒントシート」等の活用を進めたりすることも重要となります。

県教育センターHPから、「サポートヒントシート」をダウンロードできます。

(http://www.educ.pref.fukuoka.jp/one_html3/pub/default.aspx?c_id=474)

サポートヒントシート(平成28年度版)

サポートヒントシート(平成28年度版)の特長

- 従来のサポートヒントシート(追補版)のシート④「配慮事項シート」に、写真データを再追補しました。
- 自閉症・情緒障害の児童生徒に対応する配慮事項を追補しました。
- 通常の学級の実態に合わせてサポートヒントシートを活用するための、「活用手順シート」を添付しました。
- 福岡県教育センターホームページからダウンロードできるようになりました。

利用までの手順

- ①サポートヒントシート(圧縮フォルダ)をダウンロードします。圧縮フォルダは、パソコンの任意の場所に保存してください。
- ②**圧縮フォルダを右クリックして「すべて展開」を選択し、すべてのファイルとフォルダを展開してから利用してください。**
※パスワードの入力を求められます。パスワードは、平成29年4月以降に、福岡県内の各学校に通知します。御不明の方、福岡県外の方は、下記問い合わせ先より御連絡ください。
※サポートヒントシートの使用は、教職員及び教育機関の関係者に限定していますので、**パスワードは適切に管理してください。**
- ③フォルダには、以下のファイルが入っていますので、活用してください。
 - ・ サポートヒントシート(Microsoft Excelファイル)
 - ・ サポートヒントシートの見本(PDFファイル)
 - ・ 活用手順シート

サポートヒントシートのダウンロード

サポートヒントシート（平成28年度版）の使い方について

シート①「気になる行動の気付きシート」で、気になる児童生徒の存在に気付く。

児童生徒の行動を見つけ直すと、特に気になる児童生徒の存在に気付くことがあります。特に気になる場合には、シート②を使います。

シート②「行動理解シート」で、気になる行動をチェックする。

気になる行動をチェックします。このチェック項目は、シート③に連動しており、気になる行動に対する支援のヒントが分かるようになっています。

シート③「支援のヒントシート」で、支援の方向性を確認する。

気になる行動の要因を分析して支援のヒントを示しています。5段階で示される「サポート優先度」は、支援を優先すべき項目を示す参考データです。「支援のヒント」を参考にして話し合うことで、実際の指導に役立てることができます。

「配慮事項シート」で、授業場面における配慮事項を確認する。

「支援のヒント」をより具体化した配慮事項を示しています。配慮事項は、「学級集団への配慮」「個別の配慮」「個別指導」に分類され、授業におけるユニバーサルデザインの視点との関連付けを示しています。また、合理的配慮の観点の例も示しています。

「どの児童生徒に対して」配慮を行うかチェック

シート①「気になる行動の気付きシート」～こんな児童生徒はいませんか？～

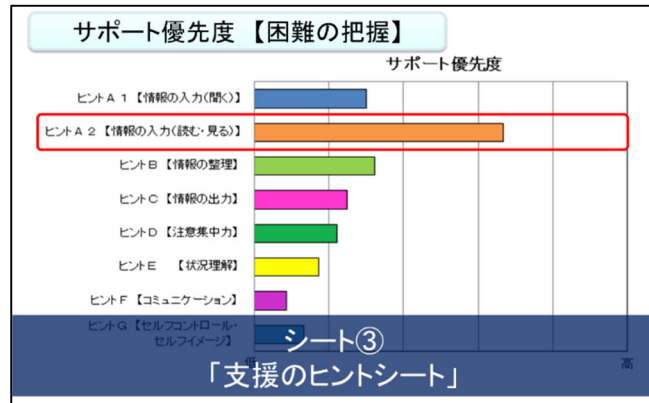
チェック項目（児童の観点による児童生徒の姿）	気になると感じる児童生徒
1 学習態度が気になる。学習態度が怪しむられる。	
2 ノート取とることが苦手である。	
3 作業などごとくも時間がかかる。	
4 忘れ物など忘れが多い。	
5 口癖での声に対する理解が難しい。	
6 体育館が苦手である。	
7 集団行動が多すぎる。	
8 不規則である。	
9 確認する声が入りすぎている。	
10 どのも得意な分野がある。	

シート②「行動理解シート」

チェック項目（児童の観点による児童生徒の姿）	気になると感じる児童生徒
1 生活面全般に慣れが足りない。	
2 聴覚や視覚、体感不良がある。	
3 運動や大層が苦手。	
4 早稲の発達に遅れを感じている。	
5 得意な分野がある。	
6 身の回りの生活が苦手である。	
7 自分の気持ちや表現が苦手である。	
8 相手の気持ちや考えが分からない。	

シート③「支援のヒントシート」

サポート優先度	サポート優先度
ヒントA1【情報の入力(聞く)】	低
ヒントA2【情報の入力(読む・見る)】	高
ヒントB【情報の整理】	中
ヒントC【情報の出力】	中
ヒントD【注意集中力】	中
ヒントE【状況理解】	中
ヒントF【コミュニケーション】	中
ヒントG【セルフコントロール・セルフイメージ】	高



～ コラム⑤ サポートヒントシート活用研修について ～

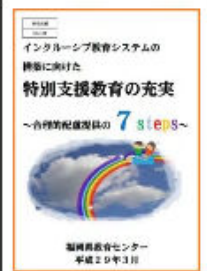
サポートヒントシートは、複数の教員によって話し合いながら活用するようにできています。したがって、各教員に配布・紹介して活用を促すだけでは不十分です。巡回相談（Aタイプ）などの実施による「サポートヒントシート活用研修（例）」を設定し、全体会や分科会などで実際の作業時間を確保することが重要です。

多くの教員がサポートヒントシートを活用することで、特別支援教育の考え方や対象児童生徒の見方についての共通理解を図る機会になり、校内における特別支援教育をより一層推進することができます。

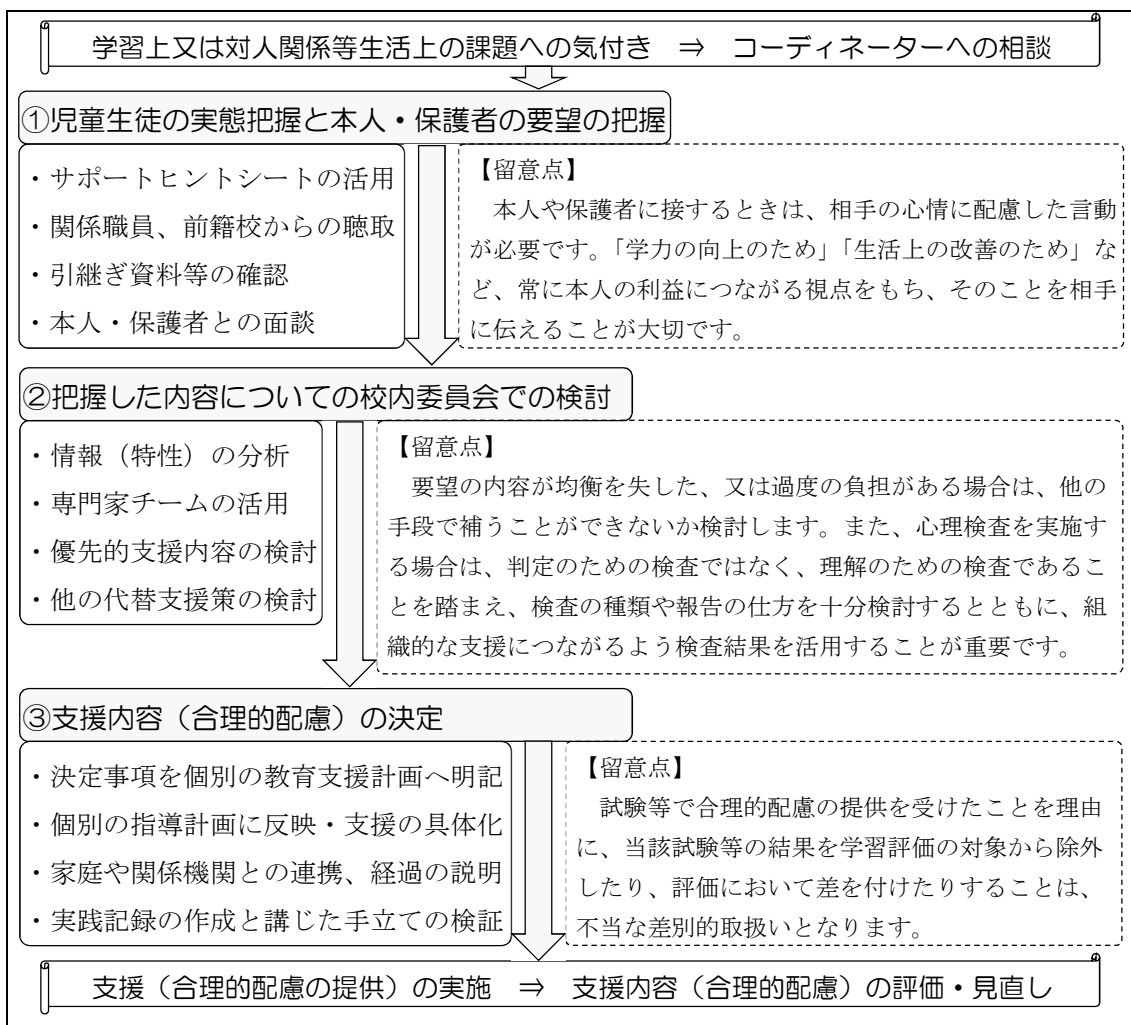
県教育センターHPでは、「サポートヒントシート」だけでなく、合理的配慮の決定・提供に当たっての「配慮事項検討シート」や合理的配慮等を理解するための「校内研修プラン・校内研修スライド」がダウンロードできるようになっています。

インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実 ～合理的配慮提供の7steps～

以下の冊子を活用できます。

	第1章 総論編 インクルーシブ教育システムの基本が分かります。	ダウンロード
	第2章 手順編 合理的配慮提供の7stepsの全体像が分かります。	ダウンロード
	第3章 実践編 合理的配慮の決定や提供の仕方が分かります。	ダウンロード
冊子の一括ダウンロード		

実際の支援（合理的配慮提供）の流れについて



第2 特別支援教育コーディネーターのための参考資料

1 特別支援教育の推進について（通知）（平成19年4月1日 文部科学省初等中等教育局長）抜粋

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実に行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

7. 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

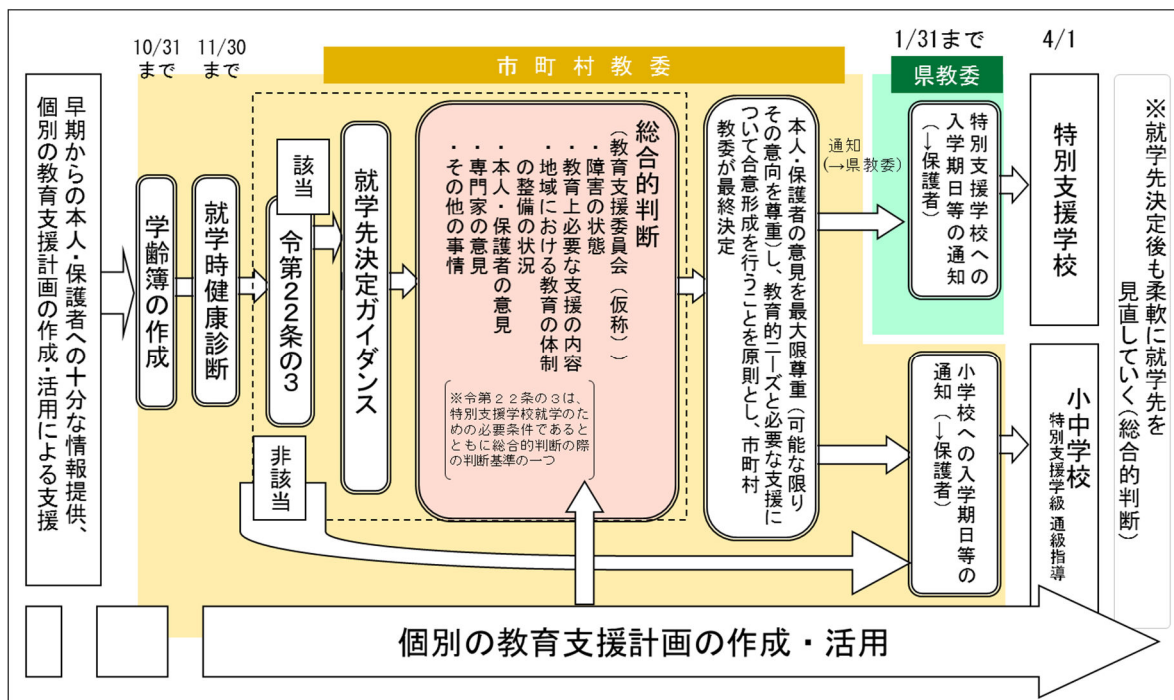
2 学校教育法施行令の一部改正について（通知）（平成 25 年 9 月 1 日 文部科学事務次官）抜粋

第1 改正の趣旨

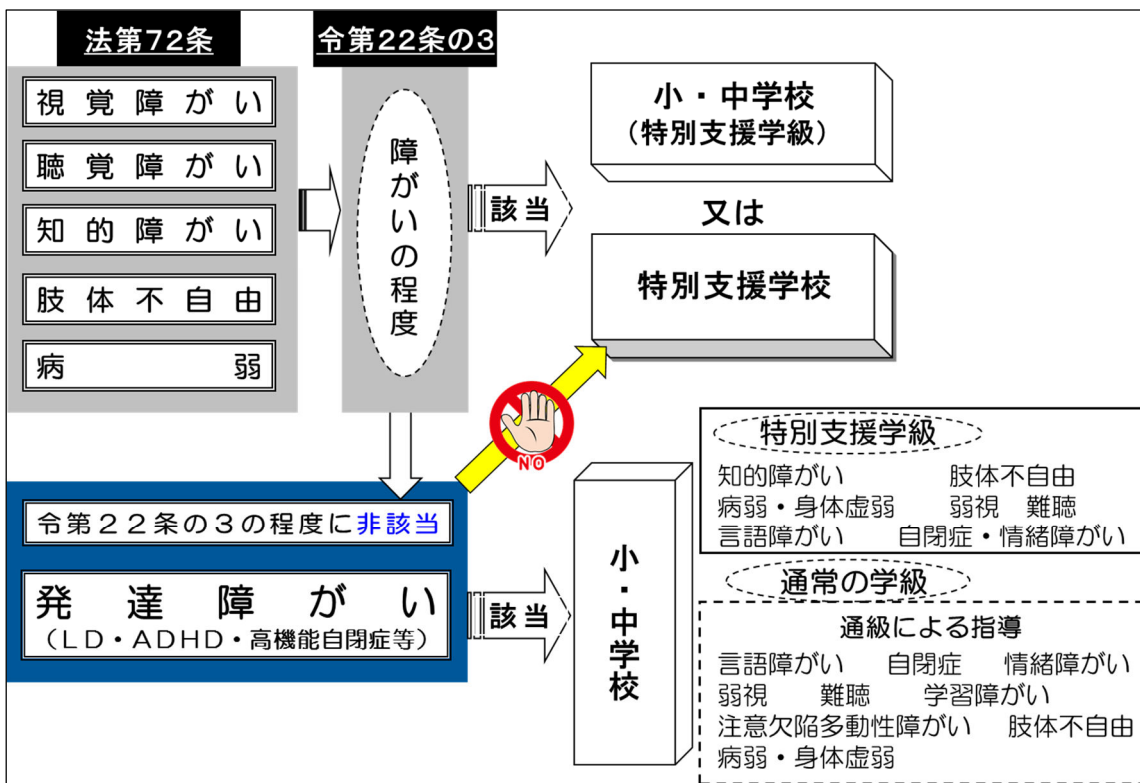
今回の学校教育法施行令の改正は、平成 24 年 7 月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

障がいのある児童生徒の就学先決定までの流れについて

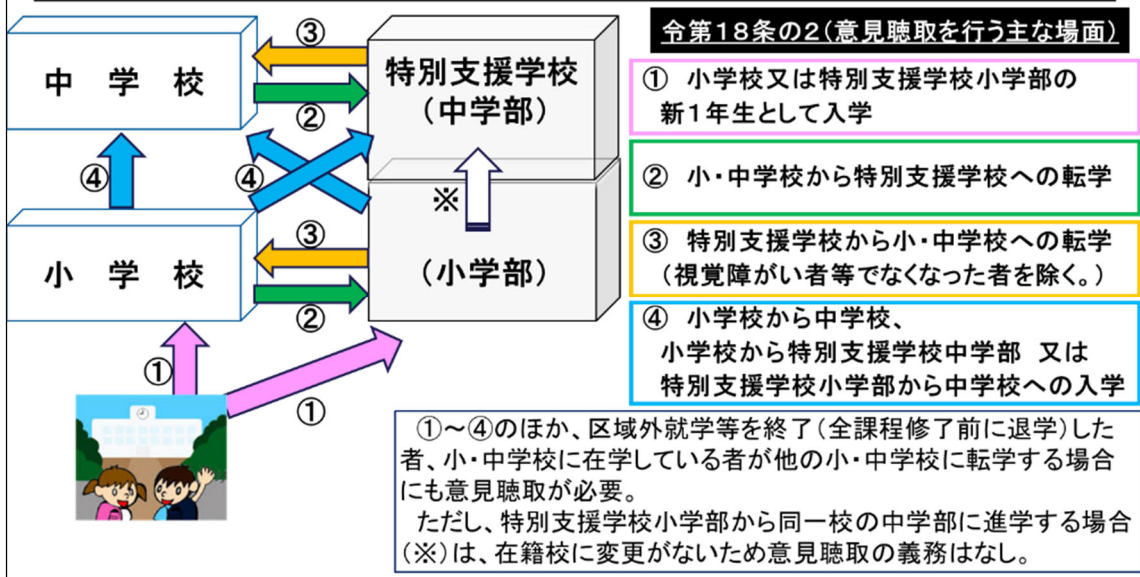


障がいのある児童生徒の就学先決定に係る留意事項



就学事務の手続について (保護者及び専門家からの意見聴取)

- 学校教育法施行令の改正により、視覚障がい者等は原則として特別支援学校に就学するという前提が改められ、障がいの状態はあくまでも判断にあたっての一要素となり、そのほか、教育上必要な支援の内容等についても保護者や専門家から正確な情報が収集・分析されることが必要となった。
- 教育上必要な支援の内容等については、障がいの状態以上に、児童生徒の成長の度合い等に応じて変容するものであり、新制度においては、新1年生の際の当初の判断を最終・永続的なものとするは不相当であって、転学等の判断時に市町村の教育委員会が最新の状況を正確に把握できることが重要となる。



3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領（平成 28 年 3 月 29 日福岡県教育委員会訓令第 1 号）抜粋

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に勤務する職員（以下「職員」という。）による障害者に対する差別の解消の取組を実効性あるものとするために必要な事項を定めるものとする。

（障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止）

第 3 条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者に対し、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、当該障害者の権利利益を侵害してはならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮）

第 4 条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を誠実に行之、その社会的障壁の除去に可能な限り努めなければならない。

（合理的配慮の留意事項）

第 5 条 職員は、合理的配慮を行うに当たり、障害者の意見を聞き、対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、代替措置の選択も含め、柔軟に対応するものとする。

3 職員は、社会的障壁の除去の実施方法及び内容については、次に掲げる要素を考慮し、具体的場面及び状況に応じて、客観的かつ総合的に判断するものとする。

一 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容又は機能を損なうか否か）

二 物理的若しくは技術的制約又は人的若しくは体制上の制約を考慮した実現可能性の程度

三 費用又は負担の程度

4 職員は、前項の規定により、社会的障壁の除去の実施が困難であると判断する場合においては、障害者に対してその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

（懲戒処分）

第 10 条 職員が、障害者に対し、その事務又は事業を行うに当たり障害を理由とする不当な差別的取扱いを行い、又は、合理的配慮を著しく怠った場合であって、これらを是正するため当該職員の監督者が行った指示指導に従わず、なお態度を改めないときは、当該職員は懲戒処分に付されることがある。

4 小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）

第 1 章 総則

第 4 児童（生徒）の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童（生徒）への指導

(1) 障害のある児童（生徒）などへの指導

ア 障害のある児童（生徒）などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童（生徒）の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童（生徒）に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

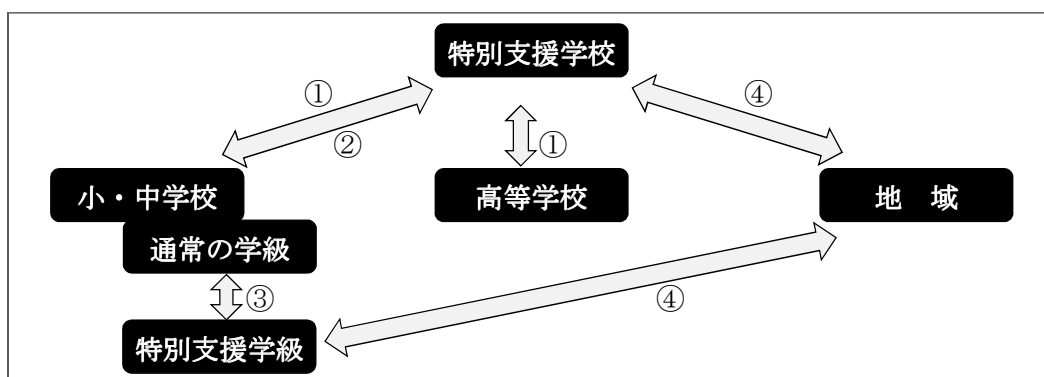
エ 障害のある児童（生徒）などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童（生徒）への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童（生徒）や通級による指導を受ける児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

第 5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

イ 他の小学校（中学校）や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校（小学校）、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

交流及び共同学習について



①学校間における交流及び共同学習

特別支援学校の子供たちは、学習や生活の範囲、社会経験を広げるために、小・中学校、高等学校等との交流及び共同学習を積極的に行うことが大切です。

教科等の学習を共に行う直接的な交流だけでなく、手紙の交換などの間接的な交流もあります。

直接的な交流

- ・教科等の学習や学校行事
- ・給食や清掃など日常生活

間接的な交流

- ・手紙や感想文の交換など

②居住地における交流及び共同学習（居住地校交流）

交流及び共同学習の形態の一つに、特別支援学校に通う子供たちが、授業の一環として自分の居住する地域の小・中学校等の学校行事に参加したり、一部の教科等の学習を共に行ったりする「居住地校交流」があります。

本県では、「居住地校交流実施の手引[改訂版]」に基づいて実施しています。

(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/205636_51729785_misc.pdf)

このような地域の子供たち同士の交流などを通して、障がいのある子供たちは、地域社会の中で積極的に活動することや、地域の一員として豊かに生きることができるときの生活の基盤を形成することが求められています。また、障がいのない子供たちは、地域社会の中で、共に助け合い支え合って生きていくことの大切さを学び、思いやりの心を育むことが求められています。

③小・中学校における通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習

特別支援学級の子供たちは、少人数での学習形態が多いため、同学年の友達など大きな集団での関係づくりが必要です。

教科等の学習や学校行事などを通して、一緒に授業を受けたり遊んだりすることが大切です。

④地域の人々との交流及び共同学習

地域の人々にとっては、障がいのある子供たちに対する理解を深める場となります。

障がいのある子供たちにとっては、地域の人々との触れ合いを通して、社会性を身に付ける機会となります。

5 高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月告示）

第 1 章 総則

第 5 款 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(1) 障害のある生徒などへの指導

ア 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導（以下「通級による指導」という。）を行う場合には、学校教育法施行規則第 129 条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第 6 章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

なお、通級による指導における単位の修得の認定については、次のとおりとする。

(ア) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。

(イ) 学校においては、生徒が通級による指導を 2 以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1 単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2 以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

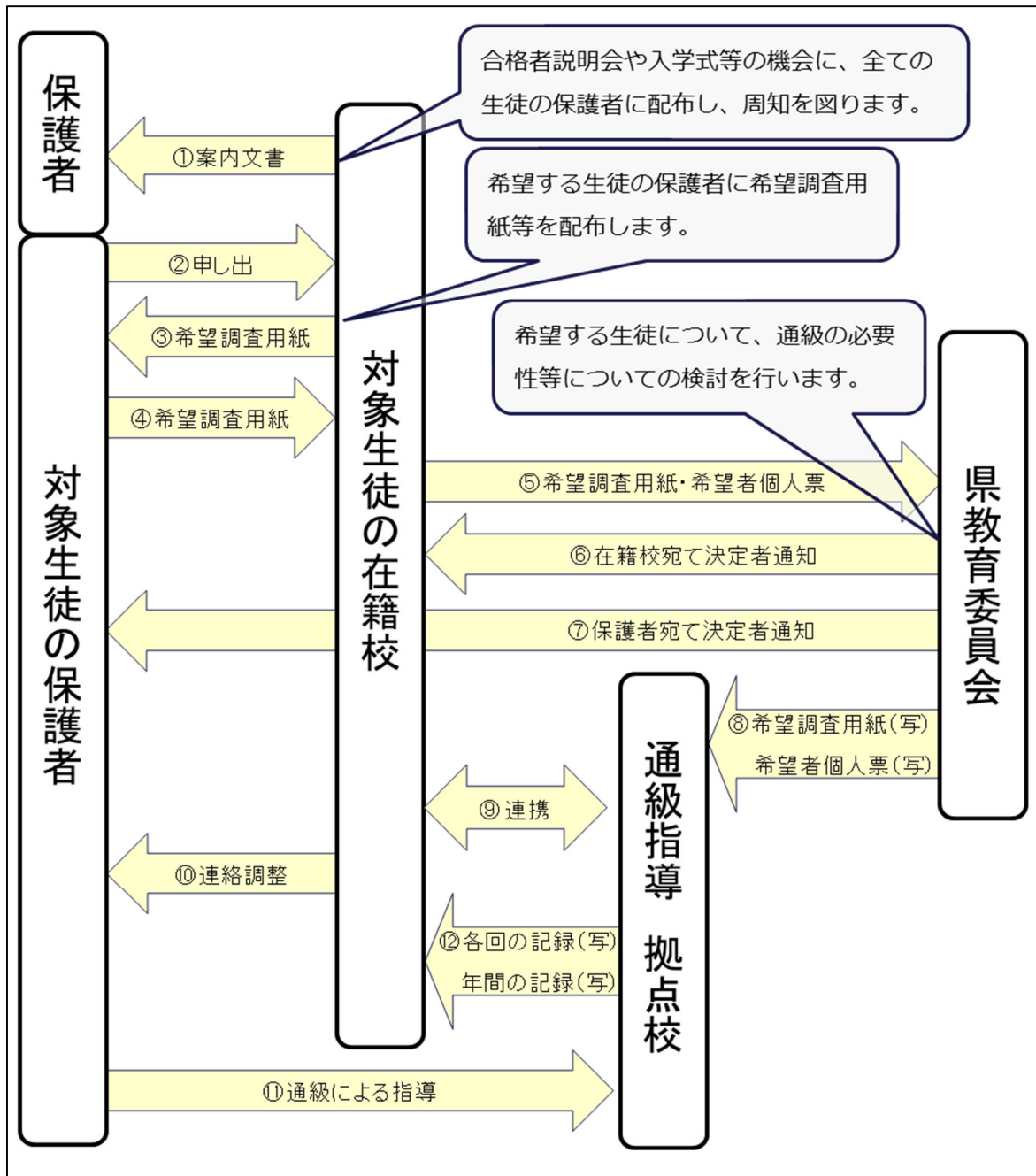
ウ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

第6款 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

イ 他の高等学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

福岡県立高等学校等における通級による指導の手続について



6 県立高等学校等における通級による指導に係る単位の修得の認定について（ガイドライン）

平成30年6月8日 30教高第1147号・30教特第568号
各県立高等学校長・県立輝翔館中等教育学校長（後期課程）宛て
教育庁教育振興部高校教育課長・特別支援教育課長

このことについて、通級による指導を受ける生徒が在籍する各学校において留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に了知し、適切に取り組むようお願いいたします。

記

- 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならないこと。また、単位の修得の認定は、当該学校の各教科・科目等と同等の取扱いとすること。
- 学校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とすること。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができること。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができること。
- 指導要録の記載に関しては、指導要録の様式1（学籍に関する記録）裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の総合的な学習の時間の次に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記載するとともに、様式2（指導に関する記録）の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数及び指導期間、指導の内容や結果等を記載すること。なお、他の学校において通級による指導を受けている場合には、当該学校からの通知に基づき記載すること。
- 上記の自立活動の指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うために必要な指導内容及び時間を設定するものであり、単位の修得を主目的に行うものではないことに留意するとともに、実際の認定及び指導要録の記載に当たっては、本人・保護者の意向を十分に踏まえること。

指導要録の記載（様式1裏面）について

(様式1裏面)

各教科・科目等の修得単位数の記録

各教科・科目	教科	科目	修得単位数の計	各教科・科目	教科	科目	修得単位数の計	各教科・科目	教科	科目	修得単位数の計		
	各学科に共通する各教科・科目	国語	国語総合			家庭	情報		情報		各教科・科目	情報	情報
略				情報				福祉	福祉				
地理歴史				学校設定教科	学校設定教科					理数		理数	
公民			学校設定教科				体育	体育					
数学		数学			学校設定教科				音楽	音楽			
		理科			学校設定教科			美術		美術			
		保健体育	保健体育				主として専門学科において開設される		農業	農業			英語
芸術				工業	工業					学校設定教科		学校設定教科	
外国語		外国語			商業			商業				総合的な学習の時間	総合的な学習の時間
		外国語		水産				水産					自立活動
		外国語			家庭	家庭			留学		留学		
外国語			看護	看護									
外国語				看護									

自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記載

指導要録の記載（様式2裏面）について

生徒氏名							
総合的な学習の時間の記録							
学習活動							
評価							
特別活動の記録							
第1学年	第2学年	第3学年	第4学年				
総合所見及び指導上参考となる諸事項							
第1学年	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導を受けた学校名 ・通級による指導の授業時数及び指導期間 ・指導の内容や結果等を記載 </div>						
第2学年							
第3学年							
第4学年							
出欠の記録							
区分	授業日数	出席停止・ 引等の日数	留学中の 授業日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1							
2							
3							
4							

7 中学校から高等学校等への適切な引継ぎについて（依頼）

平成 29 年 11 月 8 日 29 教高第 4437 号・29 教義第 4703 号
各市町村（学校組合）教育委員会教育長宛て
福岡県教育委員会教育長

平素から本県特別支援教育の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 3 月に文部科学省が取りまとめた「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」については、平成 29 年 5 月 12 日 29 教義第 98 号にて送付しているところです。

本ガイドライン「第 3 部 学校用 9. 進学等における適切な情報の引継ぎ」には、中学校から高等学校等への移行段階においても、教育上特別の支援を必要とする生徒に対する支援内容を記載した個別の教育支援計画等を活用した引継ぎの重要性が示されています。

については、高等学校等の合格発表の後、生徒が進学先の高等学校等へ入学する前など、適切な時期に、各市町村で作成している個別の教育支援計画や「相談支援ファイル」、又は本県が作成している「ふくおか就学サポートノート（引き継ぎシート）」（本県HPからダウンロード可）等の引継ぎ資料を活用して、生徒の障がいの状態や支援内容等を確実に引き継ぐよう貴管下の中学校に対する周知をお願いします。

8 「福岡県特別支援教育推進プラン」(平成29年4月20日福岡県教育委員会)及び「特別支援教育推進ガイド」(平成30年3月福岡県教育委員会)

「福岡県特別支援教育推進プラン」は、本県が目指す特別支援教育推進の理念と、その実現のために重点的に取り組む施策等を示したものです。これまでの取組の成果を踏まえ、今後も継続的に取り組んでいく既存の施策について発展充実の方向性を含めて整理するとともに、本県における特別支援教育に関係する施策を推進していくに当たっての基本的な視点として、5つの柱を設定しています。

なお、ここには県教育委員会が実施する施策のほか、広域的な立場から市町村教育委員会を支援する施策や連携協力する知事部局における施策についても盛り込んでいます。

「特別支援教育推進ガイド」は、「福岡県特別支援教育推進プラン」の5つの柱によって構成されたもので、幼稚園、保育所(園)等の就学前から、学校卒業後まで、障がいのある子供たちに関わる全ての方が、特別支援教育に関する理解を深めるとともに、支援を要する子供や保護者に寄り添い、学校現場における自立と社会参加に向けた取組に資するよう作成したものです。各項目はQ&A形式となっており、引用文献や参考資料、法的根拠なども示しています。

小・中学校における「特別支援教育推進計画」を作成する際や、校内研修等における参考資料としても活用することができます。

(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/5/41/186/>)

トップページ > 子育て・教育 > 教育 > 特別支援教育

特別支援教育

県の基本計画・プロジェクト・制度の仕組み・概要

- 2018年3月15日更新 [県立特別支援学校の今後の整備方針について\(特別支援教育課\)](#)
- 2017年4月21日更新 [「福岡県特別支援教育推進プラン」について\(特別支援教育課\)](#)
- 2017年4月4日更新 [県立特別支援学校の整備について\(特別支援教育課\)](#)

クリックするとPDFファイルが開きます。

一般情報

- 2018年6月27日更新 [平成31年度福岡県立特別支援学校入学者選考日程について\(特別支援教育課\)](#)
- 2018年5月14日更新 [平成31年度福岡県立特別支援学校「福岡高等学園」及び「北九州高等学園」\(普通科職業専門コース\)入学者選考について\(特別支援教育課\)](#)
- 2018年4月16日更新 [平成30年度福岡県の特別支援教育\(特別支援教育課\)](#)
- 2018年4月2日更新 [平成29年度「教育課程実践資料集6」\(義務教育課\)](#)
- 2018年4月1日更新 [特別支援教育推進ガイド\(特別支援教育課\)](#)
- 2018年3月15日更新 [福岡県内の特別支援学校一覧\(特別支援教育課\)](#)
- 2018年3月15日更新 [平成28年熊本地震による被災地区から県立特別支援学校への転入学について\(特別支援教育課\)](#)
- 2017年11月28日更新 [平成29年度特別支援教育資料\(特別支援教育課\)](#)
- 2017年6月5日更新 [個別の教育支援計画・個別の指導計画の新様式例\(特別支援教育課\)](#)
- 2017年4月4日更新 [障害のある子どもの教育支援と就学事務の手引\(特別支援教育課\)](#)

クリックするとPDFファイルが開きます。